

1 はじめに

債権法改正に関して二〇〇九年四月に「債権法改正の基本方針」(注1)以下、本稿では「基本方針」という)が公表され、また法制審議会においても民法(債権関係)部会で検討が開始され、債権法改正の方向性等について、議論がされている。これらは、来年の春ごろには検討の結果が中間論点整理として公表される予定となっているが、本稿では、基本方針をベースとして、契約実務にどのように影響が出るかという点をまとめることとしたものである。

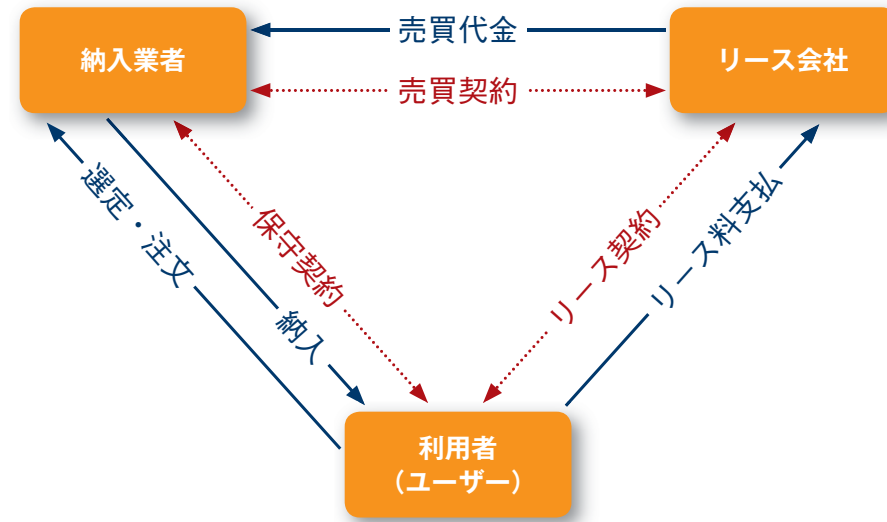
今回は、新たに典型契約として契約類型に入れることが検討されている「ファイナンス・リース」に関してであるが、内容的には基本方針を踏まえてはいるものの、本稿脱稿時の現段階では、いまだ法制審議会での検討が行われていないということを留意いただきたい。

2 ファイナンス・リースとは

従来、リース取引は「ファイナンス・リース取引」と「オペレーティング・リース取引」に分類されているが、後者は、法的性質を民法の典型契約のうち「賃貸借」にて理解することができる。しかし「ファイナンス・リース」については、賃

借という法形式に沿っているものの、その経済的・機能的な面も考慮すると、一種、信用供与としての側面を有しているということから、典型契約の賃貸借によつては単純にその法的性質を理解でき

図 ファイナンス・リースの仕組み



# 債権法改正で注目! ファイナンス・リース 契約

明治学院大学法科大学院教授  
企業法務実務研究会代表  
河村寛治



企業の契約実務に大きな影響を及ぼすと見られている債権法の改正。中でも関心の高いファイナンス・リース契約について解説する。

3 ファイナンス・リース取引の判定基準

ファイナンス・リース取引に関する判定基準は「形式的には自己の所有する物件を利用者に利用される内容を有するものであるが、実質的には、リース提供者が利用者に対して金融の便宜を供与するという性質を有する」とされた(注2)ものと、ファイナンス・リースに該当するかどうかについて「そのリース料がリース物件の使用と対価関係にはない」という点を認めた(注3)、二つの最高裁判決がある。

また、ファイナンス・リース取引が、会計上および税務上のメリットがあるとして発達してきた経緯から、会計上の処理基準がどうなるかという点が重要である。この会計基準も従来のリース会計基準では、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた「例外処理」を採用することが認められてきたが、今回の会計基準の改正(注4)により、会計上も税務上も売買取引として処理されることとなり、その基準も左記事項を考慮して判定されることとなった。

ないという点で、従来から議論があったところである。

この「ファイナンス・リース取引」とは、通常は、図のとおり、利用者と納入業者との間で選定した対象物件(リース物件)を、一定期間の分割払いにて支払うことで購入し、分割払いを達成するためにリース会社にリース物件を買い取ってもらい、それをリース会社から賃貸借(リース)取引とするものである。

典型的なリース取引は、リース期間終了時に、利用者がリース物件を買取ることで、実質的には割賦販売と同様の効果を得るものであるが、支払いを完了するまでは、利用者においては中途解約が禁止されている。かつ利用者がリース物件のリース料もリース物件の購入代金と維持管理費のすべてを負担し、リース会社は瑕疵担保責任を一切負担せず、当初の納入業者が負担するという、一種、実質的に融資的な性格が強い取引である。

一方、オペレーティング・リース取引は、このファイナンス・リース取引以外のリース取引をいうとされている。

\*「リース取引」とは、特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の利用者に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、利用者は、合意された使用料を貸手に支払う取引をいう。

(1) リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引またはこれ

(注1) [別冊NBL No.126 債権法改正の基本方針]  
 (注2) 最高裁昭和57年10月19日判決(民集36巻10号2130頁)  
 (注3) 最高裁平成5年11月25日判決(金融法務事情1395号49頁)  
 (注4) 企業会計基準委員会による「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日:企業会計基準第13号)

# 知っておきたい 契約リスク

## #01 業務提携の「終了」を通知されたら

弁護士 小堀光一



会社間取引が複雑化する中、  
契約業務におけるリスクも高まる一方だ。  
事例を基に、契約トラブルの対処法を考える。

### 事例

「A株式会社」は「B商事」から、業務提携基本契約を終了する旨の通知を受け取りました。

「A株式会社」のY法務部長が、入社四年目の法務部員・K君を呼び出しました。

「B商事との『業務提携基本契約書』は、K君が担当してくれた案件だよ。B商事との業務提携契約の際に、IT環境も整えたり、お客さんもたくさん増えたんだから、B商事との業務提携が解消されることで、ウチに大きな負担が生じることは明らかだよ。何とかしてくれないかな。」

K君は、内心穏やかではありません。

「B商事との『業務提携基本契約書』って何だっけ? …あ、そういえば入社したところに契約書のひな形をそのまま使った契約書を作成した気がするな。マズイかな…。でも、そもそも、ウチは債務不履行などの問題は何も起こしていないし、業績だって問題はないはずだ。ウチには何も問題がないのに、いきなりB商事から契約終了の通知がきたんだから、

B商事には、少なくともウチに生じる費用くらい負担させないこと。」

K君は、B商事との業務提携基本契約書を探し出し、条文を確認します。

「なにに…第5条(契約の有効期間)か…『本契約の有効期間は、平成一九年一月一日から平成二一年一月三十一日までとする。ただし、期間満了三カ月前までに相手方からの書面による契約終了の意思表示がない場合は、本契約をさらに一年延長するものとし、以後も同様とする。』か…。そうすると、今日は平成二二年七月二五日だから…あっ、マズイ!」

顔色が急変したK君、震える手でB商事の担当者に急いで電話をかけます。

「A株式会社のKですけど…」。

※ ※ ※

果たしてK君はA株式会社とB商事との業務提携契約を継続できるのでしょうか。

また、契約を継続できない場合、A株式会社は、B商事との業務提携契約の解消によって生じる費用を、B商事に請求することができ

## 債権法 改正前に

るのでしょか。

### 契約の終了場面は?

#### 1 契約を終了させる条項

契約を終了させる条項には、主に「解除条項」「解約条項」などがありますが、「業務提携契約」など継続的契約においては、契約が期間満了により終了することがあります。なお、解除条項と解約条項は、有効に締結された契約を、契約当事者の一方の意思表示により消滅させる点で共通しますが、前者は、(基本的に)契約の遡及的消滅をもたらす点で異なります。

#### 2 業務提携契約における解除条項

##### (1) 法定解除権

解除権には、履行遅滞に基づく解除権(民法第514条)や履行不能に基づく解除権(民法第543条)などといった、法で定められた解除権があります。

この法定解除権は、契約書に記載がなかったとしても、法律上の要件さえ満たせば、権利として認められます。

##### (2) 独自の契約解除権

しかし、今日においては、特に解除条項を設けずに法定解除権のみ委ねる契約書はあまり見られず、一般的に、相手方との信頼関係が毀損された場合に備え、次のような独自の契約解除権(約定解除権)を設ける契約書が多くなっています。

『本契約当事者は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らの催告手続を要することなく本契約を解除することができる。』

① 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき

② 手形、小切手を不渡りとしたときまたは支払停止もしくは債務超過となったとき

③ 差押、仮差押、仮処分、担保権による競売の申立または滞納処分を受けたとき

④ 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生手続等の申立を受け、または自らこれらを申し立てたとき…』

(3) 期間満了による契約終了の通知

K君によれば、A株式会社は何ら債務不履行等をしておらず、また、業績にも問題がないというのですから、B商事の通知は、どうやら、契約解除の通知ではなく、業務提携基本契約第5条に基づく、期間満了による契約終了の通知であるとと思われます。以下では、業務提携契約における有効期間満了の際の取扱いについて考えてみましょう。

#### 3 業務提携契約における有効期間の満了

業務提携契約のような継続的契約では、有効期間が定められることが多くなっています。このことは、住宅を賃借する場合の賃貸借契約において、契約期間が定められていることを思い

出していただければ良いと思います。

しかし、業務提携契約は、賃貸借契約などの継続的契約とは異なり、契約当事者の有効期間に対する意識が弱いこともままあるよう

です(業務提携契約は、当該契約によって、双方協力の下、互いの発展を継続的に実現しようとするものですから解除条項に該当するような問題が起きていないにもかかわらず、契約が終了する場面に ついて、想定しにくい(想定したくない?)ことも理由の一つと考えられます)。

その結果、契約の有効期間は、『本契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了〇カ月前までに相手方からの書面による契約終了の意思表示がない場合は、本契約をさらに〇年延長するものとし、以後も同様とする。』

という、ひな形そのままの条項とされる場合も散見されます。当該条項は、必ずしも常に問題があるというわけではないのですが、契約書の書面は有限を謳いつつ、契約の(一方)当事者は、契約の無限を望んでいる

